

重要事項説明書(医療保険)

小野田赤十字訪問看護ステーション

1 当事業者の概要

名称・法人種別	日本赤十字社・認可法人
代表者氏名	日本赤十字社 社長 清家 篤
本社所在地	東京都港区芝大門一丁目1番3号

2 小野田赤十字 訪問看護ステーション訪問看護の概要

(1) 指定事業者名・所在地・通常のサービス提供地域

事業者名	小野田赤十字 訪問看護ステーション
所在地 連絡先	山陽小野田市大字小野田3700(小野田赤十字病院内) TEL 0836-88-0165 所長 佐藤 智充 管理者 弘永 加奈枝
通常のサービス提供地域	山陽小野田市南部地域(小野田、須恵、赤崎、本山校区) 宇部市厚南地域(厚南、原、黒石校区)

(2) 事業者の職員体制等 (令和7年4月1日現在)

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者兼看護師	職員管理・業務管理・訪問看護サービス	1名
看護師	訪問看護サービス	2.5名以上

(3) 営業日及び営業時間

営業日:月曜日～金曜日 ただし、祝日・創立記念日(5/1)・年末年始(12/29～1/3)は除く

営業時間:8:30～17:00

3 訪問看護の特徴

専門知識と技術を兼ね備えた看護師が、健康管理や医療処置・緩和ケアなどの在宅看護を必要とされている患者様に、「心のこもった看護の提供」を行います。

4 運営方針

- 訪問看護師等は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能維持・回復を目指し支援します。
- 訪問看護等の実施にあたっては、居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関等との密接な連携を図り、総合的な訪問看護等サービスの提供に努めます。

5 サービス利用料及び利用者負担について

(1) 利用料金は健康保険法によるものとし、改定時は随時改定金額とします。(別紙参照)

(2) その他の利用料

ア 在宅で看取りをされ、死亡診断書を受けられた場合で、その後の処置(エンゼルケア)を訪問看護に希望されるときは、在宅終了者訪問処置料実費11,000円をお支払いいただきます。

イ 交通費につきまして本契約書「訪問看護利用料および料金について」記載の額が必要となります。

※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。

(3) お支払い

当月の自己負担金は、請求書送付後、病院の窓口又は、振込払いの方法でお支払いいただきますようお願いいたします。(お支払い方法につきましてはご相談に応じます)

(4) ご利用にあたってのお願い

- ア 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類に変更を生じた場合は、必ずお知らせ下さい。
- イ やむを得ず訪問の予定変更をされる場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

6 相談窓口、苦情対応

当事業者は、訪問看護等に関するご相談や苦情、および主治医の指示のもとに訪問看護等計画書を作成して行う各サービスの提供上のご相談や苦情をお受けします。

<当事業者へのご相談・苦情の窓口のご案内>

○当病院に直接ご相談・苦情を行なう場合は下記の番号です。

小野田赤十字 訪問看護ステーション	電話番号	0836-88-0165 (代表)
	FAX番号	0836-88-4377
	相談員(管理者)	弘永 加奈枝
	対応時間	8:30~17:00

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

山陽小野田市役所 健康福祉部 高齢障害課	所在地	山陽小野田市日の出1-1-1
	電話番号	0836-82-1172
	対応時間	8:30~17:00
宇部市役所 高齢者総合支援課	所在地	宇部市常磐町1-7-1
	電話番号	0836-34-8396
	対応時間	8:30~17:00
山口県国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護保険課	所在地	山口市朝田1980番地の7
	電話番号	083-995-1010
	対応時間	8:30~17:00

7 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族・市町村・主治医・介護支援専門員等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- (3) 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 その他

- (1) サービスの提供に際の事故やトラブルを避けるため、年金の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- (2) サービス提供者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (3) 災害時や気象庁からの警報など、地域周辺や交通事情が危険と判断された場合には、訪問看護の日程を調整させていただくことがあります。状況によっては訪問看護の提供が行えないことや訪問先より職員を退去させる場合もありますので御理解いただきますようお願いいたします。